

4 ダイオキシン類調査

平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、従来ダイオキシン類と呼ばれたポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーPCBを加えたものが「ダイオキシン類」と定義され、環境基準も設定された。これを受け、県において計画的に一般大気環境、公共用水域、地下水、土壌のダイオキシン類濃度を測定している。

市でも、一般大気環境のダイオキシン類濃度の調査を平成11年度より旧あやめ荘にて行っている。

4-1 平成27年度一般大気環境ダイオキシン類濃度調査結果

(1)調査地点 大倉大気汚染測定局・旧あやめ荘

(2)試料採取期間

下記の日程で7日間連続試料採取した。

夏季 平成27年7月9日～7月16日

冬季 平成28年1月6日～1月13日

※調査回数については、千葉県と同様に夏・冬の年2回としている。

(3)測定分析方法

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省 平成20年3月改訂)」に基づき実施した。

(4)調査結果

一般大気環境の年平均値は、大倉大気汚染測定局が0.053pg-TEQ/m³、旧あやめ荘が0.027pg-TEQ/m³であり、いずれも環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/m³)を下回っていた。(表4-1)

なお、千葉県内の調査地点の平均は、0.032pg-TEQ/m³であった。

表4-1 一般大気環境ダイオキシン類濃度調査結果 単位:pg-TEQ/m³

調査地点	夏季	冬季	平均値	環境基準値
大倉測定局	0.081	0.024	0.053	0.6
旧あやめ荘	0.0080	0.045	0.027	

(参考)

1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニール(コプラナーPCB)と定義されている。
2. ダイオキシン類の濃度は、各異性体によって毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算して合計した毒性等量(TEQ)によって表すこととされている。

4-2 平成27年度公共用水域(水質・底質)ダイオキシン類濃度調査結果

本年度、千葉県が実施した公共用水域におけるダイオキシン類濃度測定結果は、下記のとおりである。

- (1)調査地点 水質調査 大須賀川:関橋、黄金橋
 与田浦川:与田浦橋
 黒部川:迎田橋、中央大橋
 清水川:山川橋、清水橋

(2)測定分析方法

水質:JIS K 0312に基づき実施した。

底質:「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に基づき実施した。

(3)調査結果

水質については、清水川の清水橋で1.1pg-TEQ/Lとなり、環境基準値(1pg-TEQ/L以下)を超過しましたが、補足調査をしたところ環境基準を下回っており、継続して超過していないことを確認しました。

また、千葉県内の公共用水域74地点の平均値は0.27pg-TEQ/Lであった。

底質については、市内1地点で調査したが、環境基準値(150pg-TEQ/L以下)を超過した地点はなかった。

また、県内の42地点の平均値は7.6pg-TEQ/gであった。

なお、常時監視を開始した平成12年度以降、環境基準を超過した地点はない。

表4-2 公共用水域(水質・底質)ダイオキシン類濃度調査結果

水質 単位:水質pg-TEQ/L 底質pg-TEQ/g

河川名	測定地点名	測定結果	環境基準値
大須賀川	関橋	0.44	1 (150)
	黄金橋	0.12	
与田浦川	与田浦橋	0.39(2.8)	
黒部川	迎田橋	0.65	
	中央大橋	0.79	
清水川	山川橋	0.58	
	清水橋	1.1	

()内は底質

4-3 平成27年度地下水質ダイオキシン類濃度調査結果

市内1地点で調査したが、環境基準値(1pg-TEQ/L以下)を超過した地点はなかった。

なお、県内では20地点について調査が行われた。その状況は、最大0.067pg-TEQ/Lであり、調査結果平均値は0.037pg-TEQ/Lであった。いずれの地点も環境基準(1pg-TEQ/L以下)を超過する地点はなかった。

なお、常時監視を開始した平成12年度以降、環境基準を超過した地点はない。

4-4 平成27年度土壌ダイオキシン類濃度調査結果

本年度、市内における土壌ダイオキシン類濃度調査はなかった。

なお、県内では37地点について調査が行われた。

その状況は、26pg-TEQ/gの範囲にあり、調査結果平均値は4.4pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)及び追加調査の目安となる指標値(250pg-TEQ/g)を大きく下回っていた。

なお、常時監視を開始した平成12年度以降、環境基準を超過した地点はない。